

衆議院

予算委員會議

録 第十一号

平成十一年二月五日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 中山 正暉君

理事 伊藤 公介君

理事 北村 直人君

理事 自見庄三郎君

理事 海江田万里君

理事 中井 治君

理事 植竹 繁雄君

理事 小澤 潔君

理事 大原 一三君

理事 龜井 善之君

理事 岸田 文雄君

理事 阪上 善秀君

理事 園田 修光君

理事 中野 正志君

理事 萩野 浩基君

理事 村田 吉隆君

理事 森山 眞弓君

理事 横内 正明君

理事 上田 清司君

理事 生方 幸夫君

理事 小林 守君

理事 細川 律夫君

理事 吉田 治君

理事 石垣 一夫君

理事 長内 順一君

理事 草川 昭三君

理事 西川 知雄君

理事 鈴木 淑夫君

理事 石井 郁子君

理事 佐々木陸海君

理事 平賀 高成君

理事 島山健治郎君

理事 白井日出男君

理事 久間 章生君

理事 池田 元久君

理事 太田 昭宏君

理事 江口 一雄君

理事 越智 通雄君

理事 加藤 卓二君

理事 河村 建夫君

理事 齊藤斗志二君

理事 島村 宜伸君

理事 津島 雄二君

理事 業梨 信行君

理事 牧野 隆守君

理事 村山 達雄君

理事 谷津 義男君

理事 岩國 哲人君

理事 上原 康助君

理事 岡田 克也君

理事 肥田美代子君

理事 横路 孝弘君

理事 池坊 保子君

理事 大野由利子君

理事 木村 太郎君

理事 齊藤 鉄夫君

理事 加藤 六月君

理事 西村 眞悟君

理事 木島日出夫君

理事 春名 眞章君

理事 北沢 清功君

理事 濱田 健一君

出席國務大臣

外務大臣 高村 正彦君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

文部大臣 有馬 朗人君

厚生大臣 宮下 創平君

農林水産大臣 中川 昭一君

郵政大臣 野田 聖子君

労働大臣 甘利 明君

自治大臣 野田 毅君

内閣官房長官 野中 広務君

国務大臣 太田 誠一君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 野呂田芳成君

出席政府委員

内閣官房副長官 鈴木 宗男君

内閣審議官 松田 隆利君

兼中央省庁等改革推進本部事務局長 日野 正晴君

金融監督庁長官 五味 廣文君

金融監督庁長官 乾 文男君

金融監督庁長官 乾 文男君

証券取引等監視委員会事務局長 松橋 晴雄君

総務庁長官官房審議官 西村 正紀君

防衛庁防衛局長 佐藤 謙君

経済企画庁調整局長 河出 英治君

経済企画庁総合計画局長 中名生 隆君

経済企画庁調査局長 新保 生二君

外務省総合外交政策局長 加藤 良三君

外務省総合外交政策局長 上田 秀明君

外務省北米局長 竹内 行夫君

外務省条約局長 東郷 和彦君

外務省主計局長 浦井 洋治君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省理財局長 中川 雅治君

大蔵省金融企画局長 伏屋 和彦君

文部大臣官房長 小野 元之君

文部省初等中等教育局長 辻村 哲夫君

文部省教育助成局長 御手洗 康君

文部省学術国際局長 工藤 智規君

厚生省健康政策局長 小林 秀賢君

厚生省社会・援護局長 炭谷 茂君

厚生省老人保健福祉局長 近藤純五郎君

厚生省児童家庭局長 横田 吉男君

厚生省保険局長 羽毛田信吾君

農林水産省構造改善局長 渡辺 好明君

郵政省郵務局長 濱田 弘二君

労働省労働基準局長 野寺 康幸君

建設大臣官房長 伊藤 庄平君

自治大臣官房総務審議官 小野 邦久君

自治省行政局長 香山 充弘君

自治省行政局長 鈴木 正明君

自治省行政局長 片木 淳君

自治省行政局長 片木 淳君

自治省行政局長 片木 淳君

自治省行政局長 片木 淳君

自治省行政局長 片木 淳君

自治省行政局長 片木 淳君

自治省行政局長 片木 淳君

自治省行政局長 片木 淳君

自治省行政局長 片木 淳君

自治省行政局長 片木 淳君

委員外の出席者

自治省財政局長 二橋 正弘君

自治省税務局長 成瀬 宜孝君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

参事(日本銀行理事) 小畑 義治君

方は、先ほどの任意団体にしても、それに入らな
いと後で仕事に差し支える、迷惑千万でありま
す。

さつき言ったように、既に私の後援会のメン
バーの人ばかり、大方がメンバーなんですから、
それをもって、ためにするような、しかも新聞記
事をもとにしての発言といえますか、質問は
ちょっと御勘弁願いたい、私はこう思います。
○小林(中)委員 では、さらに事実調査を我々も
進めたいと思います。

○中山委員 これにて小林君の質疑は終了いた
しました。
次に、細川律夫君。

○細川委員 民主党の細川でございます。
私の方は二つの質問を予定しておりましたけれ
ども、質問時間が少なくなりましたので、すべて
が質問できないかもわかりませんが、その
点はお許しをいただきたいと思っております。

まず、地域振興券と宅配の関係について質問を
いたします。
一月の二十八日、読売新聞におきまして地域振
興券についてこのような記事が載りました。地域
振興券の配布は宅配便はだめ、郵政省が横やり、
自治体は困惑、こういう見出しの記事でございま
した。それには、兵庫県高砂市が民間の宅配業者
に委託することを決めまして県に報告をした翌
日、地元郵便局長が、振興券は信書に該当す
る、こういう郵政省の公式見解を持参いたしまし
てその高砂市を訪れ、再考を促した、こういう記
事の内容でございました。

これは一体どういふことかというところで調べま
したところ、全国の市町村から宅配業者に対して
契約のキャンセルが相次いでいる、こういうこと
でございまして。郵政省は、各地方郵政局への指導
という形で、地域振興券は信書に該当する、こう
いう書面を出していることもわかったところでご
ざいます。

そこで、この振興券につきまして法的に見てま
いりますと、郵便法第五条で「何人も、他人の信

書の送達を業としてはならない。」という規定が
規定されております。確かに、この現行法では
民間業者は信書を配達できないということになっ
ておりますけれども、それでは信書とは何かとい
うことになりまして、法律上の定義はないわけ
でございます。

判例を調べてみますと、特定の人に対して自己
の意思を表示し、または事実を通知する文書を総
称するものというところでありまして、郵政省が
郵便局に出しました文書にも、最高裁の判例とい
うことで昭和三十三年一月十六日のものを載せて
あるところでございます。

地域振興券がなぜこの定義に当てはまって信書
であるのか、私にはよくわかりません。ところで
信文が記載されているというところでありまして
信文が記載されているというところでありまして
信文が記載されているというところでありまして
信文が記載されているというところでありまして

○野田(中)國務大臣 ただいま、地域振興券の、
信書かどうかということについての御質問でござ
います。信書の定義につきましては、今先生御
指摘のように、最高裁判所での判例によって明確
にされているところであります。

これによりまして、地域振興券には、使用者
は、交付された本人、その代理人及び使者に限ら
れる旨等の通信文が記載されていること、また、
市区町村から封筒のあて名の特定の人に対し送付
されるものであることから、特定の人に対する意思
表示であるという事実の通知であることが明確であ
り、信書に該当するということでございます。

○細川委員 商品券とかギフト券、こういうのは
信書ではない、貨物だということ、今これは郵
政省の方の専業にはなっていないわけでありまし
て、商品券あるいはギフト券と今回の地域振興券
が一体どういふふうに通うのか、私にはよくわか
らないところであります。

法律論は水かけ論になりますからもう避けませ
ず。

けれども、こういう観点からお聞きをいたしま
す。規制緩和といふことがございまして。民間にでき
ることは民間に任せよ、あるいは民間と官とが対
等な条件のもとで競争をすべきだ、こういうこと
は政府・与党も認めているところでございまして。
なぜ信書が独占事業の対象になっていいるのか、こ
ういふことを考えますと、これは、通信の秘密を
保護する、基本的な人権の通信の秘密を守る、こ
ういふ観点から独占事業の対象になっているのだら
うというところを思います。したがって、百歩譲っ
て、地域振興券が信書だということに当てはまる
としても、地域振興券について保護すべき秘密と
いうものが一体あるのかどうか、そういうことか
ら考えますと、これは、郵政省がお上の方のやり
方で民業を圧迫しておるといふふうには言えな
いところでございます。

既に判例から四十年も経過して、社会情勢もも
う大変変わっております。独占を与えるという信
書の範囲、これはもうそろそろ考え直すべきでは
ないかと思っております。いかがでしょうか。
○野田(中)國務大臣 数点御質問がございました
ので、簡単に申し上げたいと思っております。

まず、今般の地域振興券と一般の商品券の違い
というところですが、信書性、いわゆる信書と
判断する材料としては特定性と文書性があるわけ
で、特定性というものは、特定の人に対するもので
あること、また文書性というものは、自己の意思を
表示しあるいは事実を通知する文書であること、
この二点が重要なわけでありまして、地域振興券
は、先ほど私が申し上げたとおり、特定性として
は、使用者が限られたりする等の通信文が記載され
ており、また、市町村から封筒のあて名の特定
の人に対して送付されるというところで、これが特定
性と文書性というところで信書に該当するわけ
です。

これに対して、一般の商品券というのは、それ
に記載された通信文は一般人に対するものであ
り、特定性がありません。また、あて名をつけた
としても、一般人に対するものであることに変わ
りはないので、信書には該当しないというふう
に理解しているところであります。

さて、規制緩和といふことで、いろいろと通信
の秘密をどうのといふ話があるわけですが、それ
も、まず、信書の独占について重要なことを申し
上げたいと思っております。

私が言いたいのは、郵便といふのは、この日本
の国、国民の基礎的な通信手段でありまして、不
採算地域を含めて全国あまねく公平にユニバーサ
ルサービスを提供しなければならぬ、それによ
って公共の福祉が増進される、それを目的とし
ています。これを財政面から担保するために、信
書の送達の独占が法律上定められているわけであ
ります。

先ほどの裁判所の判例の中にも、郵便事業が国
の独占として認められているのは、「遠隔の地、
交通不便の地、利用者少なき地をも含めて国内全
体にわたり、共通の低額料金で、郵便物の迅速・
確実な配達を為し、もって国民全体にあまねく利
便を与えんとするにある」といふふうに言われて
いるところでございます。

つまり、私が申し上げたいのは、もうかること
ろとかもうけの多いところだけ民間事業の参入を
認めれば、今ある、例えば簡便なポストの投函シ
ステムとか、手紙とかはがきの全国均一の料金に
よるユニバーサルサービスの提供を維持すること
が大変難しくなってくるだろう、そういうことか
ら信書の送達の独占が定められているところであ
るわけですね。このことは、四十年前にできたから
というよりも、むしろ今目的にも意義を有するも
のだと考えています。

また、世界におきましても、こうした郵便のユ
ニバーサルサービスの確保のために、信書の送達
は基本的に郵便事業体の独占となっているわけ
でございます。

私は、郵便につきましては、不採算地域を含め
て全国あまねく公平なユニバーサルサービスを国
民利用者がしっかりと確保してもらえよう、な

そういう国民利用者の利益を第一義としてこれからも取り組んでいきたいと思つてます。

○野田(聖)國務大臣 今先生のお話にありましたが、ゆうメイトを初めとする非常勤の方にも同じ義務が課せられておりました。あわせて、今回も秘密確保につきまして、管理者に対し、ゆうメイトさんを初め、やめられてからも確保義務は続くというところを申し上げておるところでございます。

○細川委員 最後に、自治大臣にちょっとお尋ねをいたします。

この地域振興券というのは、地域の振興を、こういうことでつくられてやられるわけなんです。そうしますと、地域振興というところならば、なおさらこういうのは民間に任せて、民間の仕事をやすということも必要じゃないかというふうに思つておられます。そして、地域振興券をつくらせてやることについては、地方自治体は大変手間暇がかかっているの努力も多くなる、こういうふうなことも言われておられます。

○野田(聖)國務大臣 この問題、先ほど来の質疑を拝聴しておりましたが、宅配業者から地域振興券の配達をしようという申し入れを受けた市町村から、自治省にも照会がございました。しかし、この問題について郵政省に照会をいたしましたところ、信書に該当するという明確な回答があるわけでありまして、郵便法の有権解釈は、これはやはり郵政省、自治省ではございません。そういう点で、そういうことであればそのことをお伝えする、これは政府としては当然のことです。

○細川委員 秘密の保護という意味においては、大臣の説明では納得がいかないわけでありまして、例えば、それでは、郵便局がアルバイトを雇って、高校生などいろいろな方が郵便を配達している、そういうのなんかについては一体大臣はどういうふうに考えられるのか、国家公務員としてのあれではないですか、そういう意味では、国家公務員としての守秘義務というのはアルバイトの場合にはないのか、ということもなっております。そういう意味では、私は、地域振興券については、秘密の保護という意味からしますと、別にこれについて、特に言うことなく民間に任せてもいいのではないかと、いろいろに思うわけでありまして、

○野田(聖)國務大臣 今先生のお話にありましたが、ゆうメイトを初めとする非常勤の方にも同じ義務が課せられておりました。あわせて、今回も秘密確保につきまして、管理者に対し、ゆうメイトさんを初め、やめられてからも確保義務は続くというところを申し上げておるところでございます。

○細川委員 最後に、自治大臣にちょっとお尋ねをいたします。

この地域振興券というのは、地域の振興を、こういうことでつくられてやられるわけなんです。そうしますと、地域振興というところならば、なおさらこういうのは民間に任せて、民間の仕事をやすということも必要じゃないかというふうに思つておられます。そして、地域振興券をつくらせてやることについては、地方自治体は大変手間暇がかかっているの努力も多くなる、こういうふうなことも言われておられます。

○野田(聖)國務大臣 この問題、先ほど来の質疑を拝聴しておりましたが、宅配業者から地域振興券の配達をしようという申し入れを受けた市町村から、自治省にも照会がございました。しかし、この問題について郵政省に照会をいたしましたところ、信書に該当するという明確な回答があるわけでありまして、郵便法の有権解釈は、これはやはり郵政省、自治省ではございません。そういう点で、そういうことであればそのことをお伝えする、これは政府としては当然のことです。

が、全国どこでも使えるというものではありませんが、その地域内の限定がある。そのことがまた、地元のあるいろいろな商店街などと連動しながら、地域おこしなりに大いに有効に活用していただきたらいいし、今せっかくそういう機運が盛り上がりつつあるところでありまして、できるだけ早くその実が上げられるように心から期待をいたしております。

○細川委員 信書につきましては、いろいろこれまでにも解釈がございまして、まだ確定がされてないというふうに私は思いますが、この点については、いろいろな観点からもう一度再考をしていただきたいというふうに思うところでございます。

時間が来ましたからこれで終わりますけれども、交通事故の被害者の救済についても質問を予定いたしましたけれども、急に時間が短くなりましたので、失礼をするところは御勘弁いただきたく思います。

○中山委員 これにて細川君の質疑は終了いたしました。次に、上田清司君。

○上田(清)委員 どうも御苦労さまです。早速ですが、大蔵大臣、通常の銀行の検査は、着手してから終わるまでにどのくらいかかるのでしょうか。

○宮澤國務大臣 事務当局からお答えいたします。

○日野政府委員 一概にはこれはなかなか、申し上げることは大変困難ではないかと思つてます。この時の集中検査を例にとりまして、七月から始めたものが、二カ月ぐらいで終わったものもございまして、あるいは三カ月かかったものもございまして、当該の銀行の規模、それから資産の内容、状況などによって区々ではなからうかと思つてます。

○上田(清)委員 日債銀の大蔵省の検査が四月十五日から着手されて、最終報告が九月十一日でありまして、これは相当時間がかかっております。当時は大蔵省の通常の検査によりまして、大変おくれに思つてます。

○細川委員 これは前にも御答弁申し上げたかと思つてますが、金融機関の検査と申しますのは、検査に着手して終了するまでは一切外にはもちろん申し述べることはございません。検査結果につきましては、検査結果の通知、現在は検査結果を申ししておりますが、当時は示達と申しておりました。示達は、当時の大蔵大臣官房検査部長と銀行局長との連名で、検査並びにその後の監督上の観点から示達をしております。その示達まで、大蔵省の心証と申しますが、検査の途中で知り得たさまざまなことについては、他にそれを申し述べるというたようなことはなかったものと承知しております。

○上田(清)委員 大蔵大臣、先般、この委員会で、二月一日に、私の質問に対して、検査の結果は第三者に報告しない、このように申されましたけれども、確かでしょうか。

○宮澤國務大臣 詳しいことは存じませんが、みだりに申すべきことではございませんから、検査をした者、検査を受けた当事者、示達という形でなされておるといふふうに厳格には聞いております。

○上田(清)委員 第三者というのどのような範囲なのでしょう。

○宮澤國務大臣 事務当局からお答えいたします。

○日野政府委員 検査はあくまでも公権力の行使でございますので、当該金融機関以外の者ということになります。

○上田(清)委員 大臣もこれがこの国会の場合によつては終盤の一番の問題になつてきておると

○上田(清)委員 大臣もこれがこの国会の場合によつては終盤の一番の問題になつてきておると

○上田(清)委員 大臣もこれがこの国会の場合によつては終盤の一番の問題になつてきておると

○上田(清)委員 大臣もこれがこの国会の場合によつては終盤の一番の問題になつてきておると

○上田(清)委員 大臣もこれがこの国会の場合によつては終盤の一番の問題になつてきておると